

## 独立行政法人雇用・能力開発機構法案（仮称）の概要

### 1．法人の名称

独立行政法人 独立行政法人雇用・能力開発機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 雇用・能力開発機構

### 2．法人の目的

労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営、勤労者の計画的な財産形成の促進等の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与すること。

### 3．職員の身分

非国家公務員

### 4．役員の名称・数

理事長、理事 5 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、副理事長 1 名、理事 5 名、監事 2 名

### 5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 事業主に対する雇用管理に関する相談等
- (2) 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等
- (3) 建設労働者の雇用管理の改善のための助成金の支給、研修等
- (4) 公共職業訓練の実施
- (5) 事業主等の行う職業訓練の援助等
- (6) 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上についての労働者等に対する相談等
- (7) 勤労者の財産形成を促進するための持家取得資金、教育資金等の融資業務等

#### 暫定業務（主なもの）

- (1) 移転就職者用宿舎・福祉施設の譲渡等の業務
- (2) 雇用促進融資の廃止に伴う債権の管理及び債務者からの債権回収業務
- (3) 旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法に基づく炭鉱離職者に対する援護業務

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの

- (1) 雇用促進融資業務
- (2) その他身元保証等の業務

### 6．法人設立予定時期

平成 16 年 3 月 1 日

照会先

職業能力開発局総務課（内線 5 9 1 8）